

仙台南部地区特別支援学校整備事業に係る追加説明資料

- 追加説明資料
 - ・ 小、中学部と高等部のつながり
 - ・ 知的障害特別支援学校卒業生の就職実績や地域企業との連携

- 大規模事業評価調書（抜粋）
 - ・ 事業費について
 - ・ 事業の実施場所について

平成30年8月20日（月）

教育庁特別支援教育課

■ 小学部・中学部と高等部のつながり

一般的に知的障害のある児童生徒は、学習した知識や技能が実際の生活の場で応用されにくく、定着するまでに時間がかかることから、小学部から高等部までの12年間にわたり、一貫性のある教育活動を展開することが重要である。

○ 小学部・中学部・高等部を一つの学校にする理由

(1) 子どもにとって

- ・環境の変化が少ないため、高等部へ進学しても馴染みやすい。
- ・小、中学部の児童生徒は、高等部の先輩の活動を見て刺激を受けたり、将来の高等部生活をイメージしたりすることができる。
- ・高等部の生徒は、よりリーダーシップを発揮するようになる。
- ・全校行事や学部交流を通して、経験の幅を広げることができる。

(2) 保護者にとって

- ・新しい環境で不適應を起こす児童生徒がいるので、環境の変化が少ないことにより、保護者は安心感を持つことができる。
- ・小、中、高の一貫した指導は見通しが持ちやすく、保護者が学校と連携協力しやすい。
- ・学部内はもちろん、他学部の保護者と関わることで、幅広く保護者同士の絆を強くすることができる。

(3) 学校にとって

- ・12年間を通して、系統的、計画的に学習指導を進めることができる。
- ・特色あるカリキュラムを組みやすい。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒の数は最近10年間で7割増加するなど、障害が重度多様化しているが、一つの学校であれば、職員間の連携が取りやすく、担任が変わっても一貫した指導を安全かつ適切に進めることができる。
- ・特別教室、会議室、体育施設（グラウンド、体育館、プール）、厨房等を共有することは、高等部と分けて設置するより事業費や維持管理費を抑えることができる。

(4) その他

- ・児童生徒、保護者にとっては、人間関係が固定化されやすいということもあるが、障害のある児童生徒の特性（環境に慣れにくい。人との関わりが難しい等）に配慮することや、障害のある子どもを持つ保護者同士のつながりはそれぞれの保護者の大きな支え（情報収集、悩み事相談、安心感等）になることなどから、メリットの方が大きいと考える。

■ 知的障害特別支援学校の卒業生の就職実績や地域企業との連携

1 就職実績（平成29年度卒業生） ※ H30.5.1現在

（単位：人）

	卒業生	一般就労 (就職率)	進学	福祉的 就労	施設入 所支援	在宅	その 他
特別支援学校高等部 (12校)	289	50 (17.3%)	5	219	10	1	4
高等学園 (2校)	63	56 (88.8%)	2	4	0	0	1
合計	352	106	7	223	10	1	5

※ 一般就労：一般の企業で雇用契約に基づく就労。

※ 進学：宮城障害者能力開発校，いずみ高等支援学校専攻科など。

※ 福祉的就労：障害により一般就労が難しい場合には，障害者総合支援法に基づいて設置されている施設で，個々のニーズに合わせた就労訓練や生活訓練を行う。

※ 施設入所支援：障害者支援施設に入所している障害者に対して，主として夜間に，入浴・排泄・食事などの介護や，生活に関する相談・助言等，必要な日常生活上の支援を行う。

※ その他：就職活動，自宅療養など。

2 主な就職先の職種

小売業（スーパーマーケットでの販売，品出し，袋詰め等），
飲食店（調理補助等）， 宿泊業（ホテルフロント係）， 食品製造業，
衣服製造業， 農業， 建設業， 運輸業（宅急便，倉庫でのピッキング等），
印刷・製本業， 卸売業（倉庫内作業，袋詰め作業等）， 清掃業，
福祉（介助員）， クリーニング業， リサイクル業， 他

3 高等学園と地域企業との連携

(1) 職場実習での連携

① 職場実習とは

- ・高等学園では、企業の協力を得、卒業後の社会生活への適応力を養うことを目的に、全生徒が実際の職場で実習を行う。
- ・1, 2年次は主に実際の職場に慣れることのほか、自分の課題や自分に合った職種を確認する実習を行う。3年次は卒業後の就職に向けた就職試験として実習を行う。

② 回数, 期間等

- ・年に2回, 1回につき3週間程度の実習を行う。
- ・生徒一人一人のニーズに応じて, 臨時で実習を実施する場合あり。
- ・一人1事業所が基本。
例 → 岩沼高等学園生徒120名 → 120か所の企業で実習
- ・実習先は生徒本人の希望や特性等を考慮して決定する。
- ・実習期間中は自宅から直接実習先へ出向き, 終日活動後, 帰宅する。

〈 参 考 〉

- ・1, 2年次の実習先が, 3年次の就職決定につながるケースが多く, 実習先と就職先は密接に関係している。
- ・高等学園の就職は, 3年次の職場実習で事業主から内定の話をいただいた後, 事業主がハローワークへ学校指定の求人票を提出し, その求人に内定している生徒が申し込むという流れになる。

(2) 専門教科での連携

高等学園の専門教科の学習活動では, 校内で行う実習と, 実際の企業の中で行う実習を組み合わせることで, 効果的に働く力を育成しようとする取組が増えてきている。

例: 岩沼高等学園川崎キャンパス

- ・専門教科 (福祉)
学校近隣の特養老人ホームやデイサービスセンターの協力のもと, 実際の職場で年間12回の実習を計画。
- ・専門教科 (流通・サービス)
学校からバスで移動して, 公共施設 (みちのく杜の湖畔公園) や青根温泉のホテルの協力のもと, 実際の職場で年間12回の実習を計画。

例: 女川高等学園

- ・専門教科 (福祉)
学校近隣の特養老人ホームの協力のもと, 実際の職場で年間18回の実習を計画。

4 特別支援学校と秋保地区企業との連携

(1) 職場実習及び就職の実績（平成15年度から平成29年度）

① ホテル，旅館

- ・実習実績 → 8か所（21人）
- ・就職実績 → 5か所（9人）

② ホテル，旅館以外の企業等

- ・実習実績 → 3か所（5人）
- ・就職実績 → 1か所（1人）

(2) 秋保地区（学校近隣）の主な企業

- ・ 温泉旅館業（秋保温泉旅館組合加盟15社）
- ・ 観光施設（秋保工芸の里，秋保・里センター，他）
- ・ 観光農業施設（秋保ビレッジ）
- ・ ワイン製造・販売（秋保ワイナリー）
- ・ 飲食店（蕎麦屋，寿司屋等）
- ・ 特別養護老人ホーム（2）
- ・ 農園（2）
- ・ スーパー（1）
- ・ コンビニ（1）
- ・ 郵便局（1）

II 事業内容

用地関係	予 定 地	仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙 (旧拓桃医療療育センター・旧拓桃支援学校跡地)
	用地確保の状況	用地の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 済・未 造成面積 — m ² <input checked="" type="checkbox"/> 県有地・民有地買上・民有地借り上げ・()
	敷 地 面 積	26,000 m ²
	規 制 の 状 況	規制区域 — 用途 第1種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200% その他 郊外住宅ゾーン(景観法第8条1項) 第2種許可地域 (屋外広告物条例第4条第1項第2号)
建設関係	事 業 規 模	延べ床面積 (14,143.08 m ²) 校舎4F 7,902.08 m ² 校舎2F 3,601 m ² 寄宿舎 2,540 m ² 生活訓練棟 100 m ² 構造 校舎4F 鉄筋コンクリート造 校舎2F 鉄筋コンクリート造 寄宿舎 鉄筋コンクリート造 生活訓練棟 鉄骨造 整備される主な施設 校舎4F (体育施設含) 校舎2F (実習施設含) 寄宿舎 生活訓練棟

III 事業費

建設費	A	調査費	28百万円
		測量費	2百万円
		設計費	211百万円
		工事費(監理費を含む)	8,698百万円
		合 計	8,939百万円
		【財源内訳】	
		国庫	1,105百万円
		○公立学校施設整備費負担金(負担割合:1/2)	
		・公立の特別支援学校(小・中学部)において教室不足を解消するため、校舎・屋内運動場(体育館等)の新設・増築に対する補助	
		○学校施設環境改善交付金(交付金の算定割合:1/2・1/3)	
		・地方公共団体の学校施設整備(高等部)に対する補助	
		県債	6,892百万円
		一般財源	942百万円
		合 計	8,939百万円

(大規模事業評価調書P5)

維持管理費	B	40年間の維持管理費の累計 (建設後の施設の利用を平成36年～平成75年の40年間と想定)	
		人的経費	524百万円
		修繕・補修関係経費	3,916百万円
		運営・管理経費	2,368百万円
		合計	6,808百万円
		【財源内訳】	
		県債(大規模修繕該当)	3,293百万円
		一般財源	3,515百万円
		合計	6,808百万円
合計	A+B	<u>15,747百万円</u>	

IV 評価結果

行政活動の評価に関する条例施行規則(平成14年規則第26号。)第17条第1項(事業再評価の場合は第2項も含む)各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。(第1号関係)

【事業の必要性】

○仙台圏域の知的障害特別支援学校の狭隘化

- ・仙台圏域の知的障害特別支援学校の小・中学部の児童生徒数は、今後15年間、ほぼ横ばいで推移する見通しである。一方、高等部の生徒数は、平成36年度に996人と平成28年度に比べ214人増加する見通しであり、以降、900人台を維持しながら推移することが予測される。
- ・平成28年度時点では44教室が不足していたが、平成29年度に利府支援学校塩釜校を、平成30年度に小松島支援学校松陵校と西多賀支援学校知的併置を開校し、平成31年度には名取支援学校名取が丘校を整備することで、仙台圏域の知的障害特別支援学校の不足教室は21教室になる見込みである。しかし、児童生徒数がピークとなる平成36年度には、現状からさらに15教室が不足する見込みであり、合わせて36教室の確保が課題となっている。

○軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場の不足

- ・今後も中学校特別支援学級の在籍者数は増加する見通しであり、それに伴い高等学園への進学希望者の増加が見込まれることから、軽い知的障害のある生徒の進学先となる高等学園の整備が喫緊の課題となっている。

○地場産業の人材供給に資する実践的職業教育の充実

- ・知的障害のある児童生徒が、卒業後、自立した社会生活、職業生活を送るためには、職業教育の充実が非常に有効である。また、地域から、学校と企業が連携した実践的な職業教育により、地場産業を下支え、担っていく人材の育成が求められている。

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。(第2号関係)

○県立学校は、学校教育法第2条及び第5条に基づき県が設置・管理する施設であり、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負う。

○学校施設は、本県の学校教育関係施設として次代を担う人材の育成の場として供されるもので、一定の要件を満たす全ての県民が対象となり、また便益も特定の県民に限定されるものではないと考えられる。

(大規模事業評価調書P7)

5 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

他の候補地と総合的に比較検討した結果、以下の理由から、旧拓桃医療療育センター・旧拓桃支援学校跡地に設置することが適切と判断する。

- ・新たに校地取得の必要がなく、十分な敷地が確保できる。
- ・拓桃支援学校があった地区であり、地区住民の理解や協力体制がある。
- ・地域の民間企業との連携実績があり、職業教育の充実が期待できる。
- ・既存の学校との位置関係。

6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

【期待される事業の効果】

- 新たな用地取得の必要がなく、造成等も含め早期の開校が可能である。
- 空き教室を活用した分校は、特別支援学校で必要とされる設備が制限される場合があるが、新設する特別支援学校は、特別支援学校に必要とされる設備を完備した教育環境を整えられる。
- 仙台圏域にある光明・小松島・名取・利府4校の県立知的障害特別支援学校の教室不足の解消を図ることができる。
- 今後も増加が見込まれる軽い知的障害のある生徒（中学校特別支援学級卒業生）の進学先の選択肢や枠を広げることができる。
- 軽い知的障害のある生徒に対して、専門教科に4つのコース（ホテルビジネスコース、流通・サービスコース、食品製造コース、介護福祉コース）を設定し、デュアルシステムを導入した学習活動を進めることで、職業教育の充実を図ることができるほか、地場産業を担う人材育成や地域振興へ貢献が期待できる。
- なお、秋保温泉旅館組合や湯元地区連合町内会及び近隣住民からは、新設する支援学校についての理解をいただいている。地域の活性化や学校施設開放等、地域住民の期待は大きい。

7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

- もともと県施設であった旧拓桃医療療育センター・旧拓桃支援学校跡地への新築であり、基本的に土地の形状変更をせずに建設するため、周辺環境に新たな影響を与える可能性は低いと考えられる。
- 事業実施に当たっては宮城県環境保全率先実行計画に則り、環境負荷の低減に配慮した基本設計の実施及び施行を行うものとし、新校舎建設や既設校舎解体の際にも周辺環境に配慮した工法等により行う。
- 学校近くの「湯の橋」前の交差点は押しボタン信号機であり、地域住民の話では交通事故が多発しているとのことから、建設することが決まったら、道路管理者及び公安委員会へ感應式等の信号機の設置を要望していく。

《附属資料10 宮城県環境保全率先実行計画（第5期） 抜粋》

8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

【事業費財源に関するリスク】

- 現在のところ、想定するリスクはない。

【災害に関するリスク】

- 新設する校舎については、新耐震基準により建築されることから、地震災害に対する耐震性能が確保される。
- 教育委員会では、東日本大震災の教訓から「みやぎ学校安全基本方針」を作成し、各学校においては防災訓練や防災教育などの日常的な危機管理や災害発生時の危機管理、発生後の学校再開までの対応等、あらゆる場面と様々な自然災害を想定してまとめた「学校防災マニュアル」を作成している。新設校においても、「学校防災マニュアル」を作成し、風水害に限らず様々な災害から児童生徒や教職員を守るために万全を期す。

《附属資料11 みやぎ学校安全基本方針（概要版）》

(大規模事業評価調書P8)

9 事業の経費が適切かどうか。(第8号関係)

建設費 (再掲)	A	調査費	2 8 百万円
		測量費	<u>2 百万円</u>
		設計費	2 1 1 百万円
		工事費 (監理費を含む)	8, 6 9 8 百万円
		合 計	<u>8, 9 3 9 百万円</u>
		【財源内訳】	
		国庫	1, 1 0 5 百万円
		県債	6, 8 9 2 百万円
		一般財源	<u>9 4 2 百万円</u>
		合 計	<u>8, 9 3 9 百万円</u>
維持管理費 (再掲)	B	40年間の維持管理費の累計 (建設後の施設の利用を平成36年～平成75年の40年間と想定)	
		人的経費	5 2 4 百万円
		修繕・補修関係経費	3, 9 1 6 百万円
		運営・管理経費	2, 3 6 8 百万円
		合 計	6, 8 0 8 百万円
		【財源内訳】	
		県債 (大規模修繕該当分)	3, 2 9 3 百万円
		一般財源	3, 5 1 5 百万円
		合 計	6, 8 0 8 百万円
合計 (再掲)	A + B	<u>1 5, 7 4 7 百万円</u> 【参考：現在価値換算後】 百万円 (割引率 %)	
投入職員数	○平成31年度～平成35年度 (供用開始まで) 延べ300人 (2人×2.5日×60) 教育庁施設整備課職員が、設計及び建設工事について、関係課職員及び設計事務所及び工事請負業者との打合せを月に2～3日実施。		

以上のとおり、仙台南部地区特別支援学校整備事業について県が評価を行った結果、事業の実施は適切と判断した。